

第 6 4 号議案

桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年桶川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。
- (4) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 略</p>	<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 略</p> <p><b>4 市長その他の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であつて</b></p>

4 **前2項**の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
略	
16 教育委員会	桶川市立小・中学校における特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者に対する就学奨励に関する事務(以下「就学奨励事務」という。)であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	重度心身障害者手当支給事務に関する <b>情報</b> であって規則で定めるもの
2 市長	外国人生活保護準用事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)

自ら保有するものを利用することができる。

5 **第2項及び第3項**の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
略	
16 教育委員会	桶川市立小・中学校における特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者に対する就学奨励に関する事務(以下「就学奨励事務」という。)であって規則で定めるもの
17 市長及び教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務(以下「住登外者情報管理事務」という。)であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	重度心身障害者手当支給事務に関する <b>情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
2 市長	外国人生活保護準用事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)

		母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する <b>情報又は</b> 重度心身障害者手当支給事務に関する <b>情報</b> であって規則で定めるもの			母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する <b>情報、</b> 重度心身障害者手当支給事務に関する <b>情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
略			略		
4 市長	重度心身障害者医療費支給事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、障害者関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、 <b>地方税関係情報又は</b> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの	4 市長	重度心身障害者医療費支給事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、障害者関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、 <b>地方税関係情報、</b> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。) <b>又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
5 市長	障害者日常生活用具給	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民基	5 市長	障害者日常生活用具給	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民基

	付事務であって規則で定めるもの	本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。) <b>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</b> であって規則で定めるもの		付事務であって規則で定めるもの	本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、 <b>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
6	市長 障害者移動支援事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報 <b>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</b> であって規則で定めるもの	6	市長 障害者移動支援事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、 <b>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
7	市長 障害者日中一時支援事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報 <b>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</b> であって規則で定めるもの	7	市長 障害者日中一時支援事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、 <b>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
8	市長 要介護老人手当支給事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報 <b>又は住民票関係情報</b> であって規則で定めるもの	8	市長 要介護老人手当支給事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、 <b>住民票関係情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
略			略		
10	市長 介護保険居宅サービス利用料軽減事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報 <b>又は生活保護関係情報</b> であって規則で定めるもの	10	市長 介護保険居宅サービス利用料軽減事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、 <b>生活保護関係情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
11	市長 こども医療費支給事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、重度心身障害者医療費支給事務に関する <b>情報</b> <b>又は</b> ひとり親家庭等医療費支給事務に関する <b>情報</b> であって規則で定めるもの	11	市長 こども医療費支給事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、重度心身障害者医療費支給事務に関する <b>情報</b> 、ひとり親家庭等医療費支給事務に関する <b>情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
12	市長 ひとり親家庭等医療費支給事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、 <b>中国残留邦人等支援給付等関係情報</b> <b>又は</b> 重度心身障害	12	市長 ひとり親家庭等医療費支給事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、 <b>中国残留邦人等支援給付等関係情報</b> 、重度心身障害者

		者医療費支給事務に関する <b>情報</b> であって規則で定めるもの
13 市長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報 <b>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</b> であって規則で定めるもの
14 市長	障害児・者生活サポート事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報 <b>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</b> であって規則で定めるもの
15 市長	難聴児補聴器購入費助成事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報 <b>又は住民票関係情報</b> であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報 <b>又は住民票関係情報</b> であって規則で定めるもの
2 教育委員会	就学援助事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童扶養手当関係情報 <b>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</b> であって規則で定めるもの
3 教育委員会	就学奨励事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報 <b>又は住民票関係情報</b> であって規則で定めるもの

		医療費支給事務に関する <b>情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
13 市長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、 <b>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
14 市長	障害児・者生活サポート事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、 <b>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
15 市長	難聴児補聴器購入費助成事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、 <b>住民票関係情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、 <b>住民票関係情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
2 教育委員会	就学援助事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童扶養手当関係情報、 <b>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
3 教育委員会	就学奨励事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、住民票関係情報 <b>又は住登外者宛名情報</b> であって規則で定めるもの
4 市長	住登外者情報管理事務であって	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定

					規則で定めるもの		めるもの
				5 教育委員会	住登外者情報管理事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年11月10日から施行する。

令和7年9月2日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、桶川市の住民基本台帳に登録のない者を一元的に管理する住登外者宛名番号管理機能を実装することに関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。